

平成21年10月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 長嶋義延

平成21年(ハ)第28876号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成21年10月14日

判 決

当 事 者 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 被告は、原告に対し、40万7187円及び内金38万9883円に対する平成21年2月3日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請 求 主文と同旨

第2 事案の概要

1 請求原因の要旨

原告は、消費者金融会社である被告との間で、継続的に金銭の借入及び弁済を繰り返したが、利息制限法所定の制限利率を超過した利息の支払いについて、同法所定の制限利率に基づいて引き直し計算をし、過払利息分を借入元本に組み入れた充当計算をすると過払金が生じているとして、その不当利得の返還と悪意の受益者であることを理由に年5分の割合による金員の支払いを求めるものである。

2 被告の認否及び主張

- (1) 過払金の発生は否認する。
- (2) 悪意の受益者であることは否認する。すなわち、被告は、みなし弁済が成立するとの認識の下で利息を受領していた。
- (3) 充当計算の結果は否認する。

- (4) 原告は、原・被告間で締結された金銭消費貸借に基づく約定支払日である平成13年2月10日の支払いを怠った。よって、期限の利益を喪失しているため、同利益の喪失日後は、損害金金利が適用されるべきである。

第3 当裁判所の判断

1 充当方法及び不当利得額について

- (1) 弁論の全趣旨により被告が原告に開示したものと認められる甲1号証の取引履歴によれば、継続的に借入と弁済が繰り返されており、かつ、前回の返済から期間的に密着するなど、各借入に対する弁済の定期性、密着性及び連続性が認められる。特に、その弁済も各貸付ごとに個別的な対応関係になく、借入金の全体に対して行われていることが認められる。本件取引については、当事者間に包括的な金銭消費貸借契約が締結されたかどうかは明らかではないが、上記の取引履歴から考察すれば、当事者間に継続的な金銭消費貸借にかかる包括的な基本契約が存在するのと同様の貸付取引で、連続する一つの取引であることが認められる。
- (2) このような場合、当事者は、一つの貸付を行う際に次の貸付けをすることを想定しているものと推測でき、複数の権利関係が発生することを望まないのが通常であることから、本件のような継続的貸付取引の基本契約は、過払金が発生した場合の充当合意を含むものと解するのを相当とし、制限超過部分を元本に充当した結果、過払金が発生した場合には、その後に発生する新たな借入金債務に充当することができると解するのが相当である。よって、引き直し計算の結果、過払金が発生したときは、その後に発生する新たな借入金債務に充当されることになる。
- (3) 上記の甲1号証の取引履歴に基づき、原告が支払った利息制限法超過利率の利息について、これを同法所定の制限利率に基づいて引き直し計算をし、過払利息分を借入元本に充当すると、別紙計算書記載のとおり、被告が、過払金を不当に利得している事実を認めることができる。

2 貸金業法43条1項の適用について

被告は、みなし弁済が成立するとの認識の下で利息を受領していたと主張するのみでその立証をしないから、同法同条の適用を認めることはできない。

3 悪意の受益者について

貸金業者である被告が借主に対して制限利率を超過した約定利率で貸付けを行った場合、同人は貸金業法43条1項が適用される場合に限り、制限超過部分を有効な利息の債務の弁済として受領することができるにとどまり、同規定の適用がない場合は、制限超過部分は貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済になった後の過払金は不当利得として借主に返還すべきものであることを十分に認識しているものとされる。そうすると、被告が制限超過部分の利息を債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められないときは、同人が同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定される。しかし、被告は、上記の特段の事情の立証をしないから悪意の受益者とされるというべきである。

4 期限の利益喪失に伴う損害金金利の適用について

証拠によれば、被告は、原告から、長期にわたり、利息制限法制限利率を大幅に超える利率による分割金の弁済を受けてきた事実が認められ、また、被告が原告に対し、期限の利益を喪失したことを告知したことを示す証拠はない。弁論の全趣旨によれば、原告は、期限の利益を喪失していないものとして弁済を継続してきたものと認めることができる。ところで、本件においては、被告は、原告から過払金の返還を求められるや、同人は、平成13年2月10日に期限の利益を喪失しており、その後に発生したのはすべて利息ではなく遅延損害金であったから利息の制限利率ではなく遅延損害金の制限利率によって過払

金の元本への充当計算をすべきであると主張するものである。しかし、このような期限の利益喪失の理由は、期限の利益を喪失していないものとして支払いを継続してきた原告の信頼を裏切るものであって、信義則に反し許されないとされる（平成21年9月11日最高裁判所判決）。以上によれば、被告の主張は理由がない。

5 結 語

よって、原告の請求は理由があるから主文のとおり判決する。

東京簡易裁判所民事第1室

裁 判 官 横 山 勉

当事者目録

原告

〒212-0014

神奈川県川崎市幸区大宮町5番地 太尾ビル7階

司法書士法人さいわい総合事務所（送達場所）

原告訴訟代理人 司法書士 吉川 祐平

TEL 044-542-1658

FAX 044-542-1659

〒105-0014

東京都港区芝浦一丁目9番7号

被告 株式会社キンダイ

上記代表者代表取締役 鶴谷 清孝



	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	支払利息	残元金	過払利息	未収過払利息
1	H13.1.15	200,000		0.18				200,000		
2	H13.2.14		9,792	0.18	30	2,958	0	193,166	0	0
3	H13.3.12		10,000	0.18	26	2,476	0	185,642	0	0
4	H13.4.11		9,540	0.18	30	2,746	0	178,848	0	0
5	H13.5.10		10,000	0.18	29	2,557	0	171,405	0	0
6	H13.6.12		10,000	0.18	33	2,789	0	164,194	0	0
7	H13.7.16		10,000	0.18	34	2,753	0	156,947	0	0
8	H13.8.17		9,285	0.18	32	2,476	0	150,138	0	0
9	H13.9.14		10,000	0.18	28	2,073	0	142,211	0	0
10	H13.9.26	50,000		0.18	12	841	841	192,211	0	0
11	H13.10.15		10,000	0.18	19	1,800	0	184,852	0	0
12	H13.11.16		10,000	0.18	32	2,917	0	177,769	0	0
13	H13.12.14		10,000	0.18	28	2,454	0	170,223	0	0
14	H13.12.18	50,000		0.18	4	335	335	220,223	0	0
15	H14.1.16		16,000	0.18	29	3,149	0	207,707	0	0
16	H14.2.18		16,000	0.18	33	3,380	0	195,087	0	0
17	H14.3.18		16,000	0.18	28	2,693	0	181,780	0	0
18	H14.4.9	90,000		0.18	22	1,972	1,972	271,780	0	0
19	H14.4.16		18,000	0.18	7	938	0	256,690	0	0
20	H14.5.15		20,000	0.18	29	3,671	0	240,361	0	0
21	H14.5.30	120,000		0.18	15	1,778	1,778	360,361	0	0
22	H14.6.14		20,000	0.18	15	2,665	0	344,804	0	0
23	H14.7.17		11,000	0.18	33	5,611	0	339,415	0	0
24	H14.7.17		9,100	0.18	0	0	0	330,315	0	0
25	H14.8.15		21,000	0.18	29	4,723	0	314,038	0	0
26	H14.9.17		19,477	0.18	33	5,110	0	299,671	0	0
27	H14.10.25		21,000	0.18	38	5,615	0	284,286	0	0
28	H14.11.25		21,000	0.18	31	4,346	0	267,632	0	0
29	H14.12.26		20,000	0.18	31	4,091	0	251,723	0	0
30	H15.1.24		19,000	0.18	29	3,599	0	236,322	0	0
31	H15.2.25		17,740	0.18	32	3,729	0	222,311	0	0
32	H15.2.25	110,000		0.18	0	0	0	332,311	0	0
33	H15.3.26		20,000	0.18	29	4,752	0	317,063	0	0
34	H15.4.25		20,000	0.18	30	4,690	0	301,753	0	0
35	H15.5.26		20,000	0.18	31	4,613	0	286,366	0	0
36	H15.6.26		20,000	0.18	31	4,377	0	270,743	0	0
37	H15.7.25		20,000	0.18	29	3,871	0	254,614	0	0
38	H15.8.25		20,000	0.18	31	3,892	0	238,506	0	0
39	H15.9.26		20,000	0.18	32	3,763	0	222,269	0	0
40	H15.10.27		20,000	0.18	31	3,397	0	205,666	0	0
41	H15.11.10	80,000		0.18	14	1,419	1,419	285,666	0	0
42	H15.11.26		20,000	0.18	16	2,254	0	269,339	0	0
43	H15.12.26		20,000	0.18	30	3,984	0	253,323	0	0
44	H16.1.26		20,000	0.18	31	3,863	0	237,186	0	0
45	H16.2.26		20,000	0.18	31	3,616	0	220,802	0	0
46	H16.3.26		20,000	0.18	29	3,149	0	203,951	0	0
47	H16.4.26		20,000	0.18	31	3,109	0	187,060	0	0
48	H16.5.25		20,000	0.18	29	2,667	0	169,727	0	0
49	H16.6.28		20,000	0.18	34	2,838	0	152,565	0	0
50	H16.7.23		20,000	0.18	25	1,875	0	134,440	0	0
51	H16.8.26		20,000	0.18	34	2,248	0	116,688	0	0
52	H16.9.27		20,000	0.18	32	1,836	0	98,524	0	0
53	H16.10.26		17,000	0.18	29	1,405	0	82,929	0	0
54	H16.11.8	140,000		0.18	13	530	530	222,929	0	0
55	H16.11.26		20,000	0.18	18	1,973	0	205,432	0	0
56	H16.12.27		20,000	0.18	31	3,131	0	188,563	0	0
57	H17.1.26		20,000	0.18	30	2,788	0	171,351	0	0
58	H17.2.28		18,000	0.18	33	2,788	0	156,139	0	0
59	H17.3.28		18,000	0.18	28	2,156	0	140,295	0	0
60	H17.4.26		18,000	0.18	29	2,006	0	124,301	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	未収過払利息
61	H17.5.25		18,000	0.18	29	1,777	0	108,078	0	0
62	H17.6.24		18,000	0.18	30	1,598	0	91,676	0	0
63	H17.7.11	90,000		0.18	17	768	768	181,676	0	0
64	H17.7.25		18,000	0.18	14	1,254	0	165,698	0	0
65	H17.8.26		18,000	0.18	32	2,614	0	150,312	0	0
66	H17.9.26		18,000	0.18	31	2,297	0	134,609	0	0
67	H17.10.26		18,000	0.18	30	1,991	0	118,600	0	0
68	H17.11.25		18,000	0.18	30	1,754	0	102,354	0	0
69	H17.12.16	140,000		0.18	21	1,059	1,059	242,354	0	0
70	H17.12.26		20,000	0.18	10	1,195	0	224,608	0	0
71	H18.1.25		20,000	0.18	30	3,322	0	207,930	0	0
72	H18.2.27		20,000	0.18	33	3,383	0	191,313	0	0
73	H18.3.27		20,000	0.18	28	2,641	0	173,954	0	0
74	H18.4.26		20,000	0.18	30	2,573	0	156,527	0	0
75	H18.5.25		20,000	0.18	29	2,238	0	138,765	0	0
76	H18.6.26		20,000	0.18	32	2,189	0	120,954	0	0
77	H18.7.25		20,000	0.18	29	1,729	0	102,683	0	0
78	H18.8.2	70,000		0.18	8	405	405	172,683	0	0
79	H18.8.25		20,000	0.18	23	1,958	0	155,046	0	0
80	H18.9.25		20,000	0.18	31	2,370	0	137,416	0	0
81	H18.10.25		20,000	0.18	30	2,033	0	119,449	0	0
82	H18.11.24		20,000	0.18	30	1,767	0	101,216	0	0
83	H18.12.25		20,000	0.18	31	1,547	0	82,763	0	0
84	H19.1.25		20,000	0.18	31	1,265	0	64,028	0	0
85	H19.2.26		20,000	0.18	32	1,010	0	45,038	0	0
86	H19.3.23		20,000	0.18	25	555	0	25,593	0	0
87	H19.4.26		20,000	0.18	34	429	0	6,022	0	0
88	H19.5.28		20,000	0.18	32	95	0	-13,883	0	0
89	H19.6.25		20,000	0.18	28	0	0	-33,883	-53	-53
90	H19.7.26		20,000	0.18	31	0	0	-53,883	-143	-196
91	H19.8.24		20,000	0.18	29	0	0	-73,883	-214	-410
92	H19.9.26		20,000	0.18	33	0	0	-93,883	-333	-743
93	H19.10.26		20,000	0.18	30	0	0	-113,883	-385	-1,128
94	H19.11.26		20,000	0.18	31	0	0	-133,883	-483	-1,611
95	H19.12.26		20,000	0.18	30	0	0	-153,883	-550	-2,161
96	H20.1.25		20,000	0.18	30	0	0	-173,883	-630	-2,791
97	H20.2.26		20,000	0.18	32	0	0	-193,883	-760	-3,551
98	H20.3.26		20,000	0.18	29	0	0	-213,883	-768	-4,319
99	H20.4.25		20,000	0.18	30	0	0	-233,883	-876	-5,195
100	H20.5.26		20,000	0.18	31	0	0	-253,883	-990	-6,185
101	H20.6.25		20,000	0.18	30	0	0	-273,883	-1,040	-7,225
102	H20.7.25		20,000	0.18	30	0	0	-293,883	-1,122	-8,347
103	H20.8.26		20,000	0.18	32	0	0	-313,883	-1,284	-9,631
104	H20.9.26		20,000	0.18	31	0	0	-333,883	-1,329	-10,960
105	H20.10.31		20,000	0.18	35	0	0	-353,883	-1,596	-12,556
106	H20.12.2		20,000	0.18	32	0	0	-373,883	-1,547	-14,103
107	H21.1.5		8,000	0.18	34	0	0	-381,883	-1,737	-15,840
108	H21.2.2		8,000	0.18	28	0	0	-389,883	-1,464	-17,304

これは正本である。

平成21年10月28日

東京簡易裁判所民事第1室3係

裁判所書記官 長 嶋 義 延

